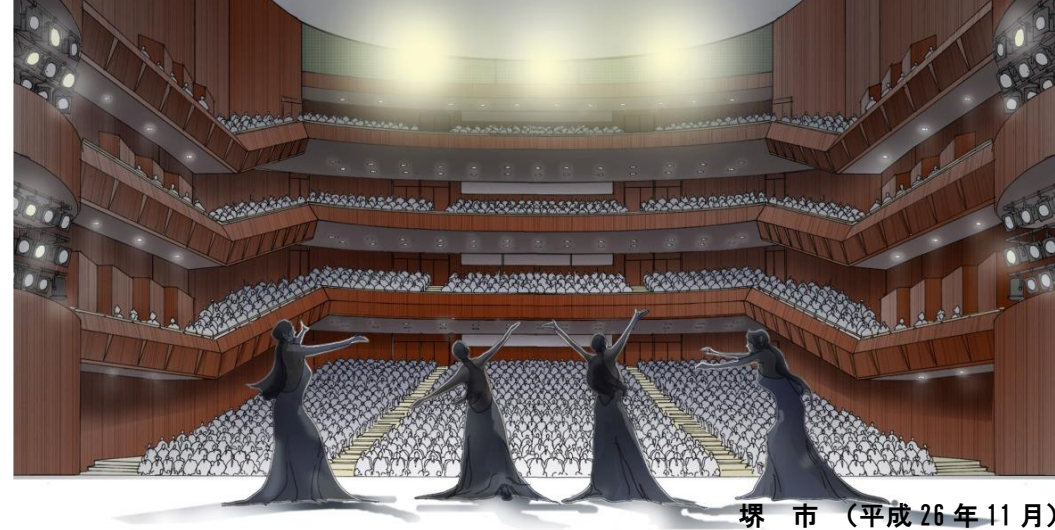


(仮称)堺市民芸術文化ホール 運営管理方針(案) 概要版



堺市（平成26年11月）

1 新施設のコンセプト

(1) 新施設の基本理念、整備の目的とその実現に向けたアプローチ

基本理念

芸術文化による感動・喜びを通じた都市魅力の創造・発信

- 基本方針1** 市民が誇りを感じる文化的環境の充実
- 基本方針2** まちづくりの視点
- 基本方針3** 市民との協働の促進

芸術文化活動の拠点として、多くの方々に深い感動と喜びを与え、心豊かな市民生活の実現と市民文化のさらなる向上を図ることで、魅力と活力のある地域社会の形成や都市魅力の創造・発信につなげてまいります。

(2) 方針の位置付け

堺市マスタープランをはじめとする関連上位計画はもとより、「(仮称)自由都市堺文化芸術まちづくり条例(平成27年4月1日施行予定)」や「堺 都心まちづくりプラン」等の計画との連携・整合を図ります。

(3) 施設名称

(仮称) 堺市民芸術文化ホール

※正式名称とは別に、公募などによる愛称の募集を検討

(4) 運営管理のポイント

- 利用者サービスの向上
- 人材の育成
- 公益性の担保と収益性の向上
- 専門家や民間のノウハウの活用
- 管理運営・事業の評価の実施

(5) 地域文化施設との連携及び役割分担

新施設は、「中枢文化施設」と「地域文化施設」の二種類の役割を担う施設として位置づけられています。開催される催しの情報交換をはじめ、PRや事業での連携など、各区に所在する「地域文化施設」との役割分担のもと連携を十分に図ることが必要です。

2 事業

(1) 事業の基本的な考え方

- 事業方針1** 優れた舞台芸術を鑑賞する機会の提供
- 事業方針2** 堺らしい芸術文化を創造し、都市魅力を発信
- 事業方針3** 多様な芸術文化の交流・普及を促進

(2) 事業の内容

① 自主事業

区分	内容	実施場所の想定
鑑賞事業	●オーケストラ、オペラ、バレエ、ミュージカル、歌舞伎、能・狂言、文楽など ●室内楽やジャズ、演劇、落語など	大ホール 小ホール
創造・発表事業	●市内文化芸術団体と多様な形態で連携する公演(企画協力や出演協力など) ●市民参加による作品創造事業の展開 ●市民の檜舞台となる発表型事業 ●全国規模のコンクール・フェスティバルの企画・誘致	大ホール 小ホール 大スタジオ ギャラリー
普及・育成事業	●ワンコインコンサートやファミリーコンサート、小さな子どもでも参加できる公演 ●公開リハーサルやバックステージツアーなどの参加型事業 ●演出家・専門家等の解説・レクチャーなどをセットにした公演 ●施設外でのアウトリーチ事業や、実際に体験・体感できるワークショップ型事業	大ホール 小ホール 大スタジオ ギャラリー 外部施設

② 貸館事業

一般貸館	市民の皆様や文化芸術団体等への施設提供
特別貸館	優れた舞台芸術や多彩な公演の鑑賞機会を数多く提供するため、新聞社、放送局等のマスメディアや民間の興行会社などが主催する集客力の高い公演への特別貸出

大ホールの年間利用割合(想定)

区分	年間利用割合(想定)	
	自主事業	貸館事業
自主事業	鑑賞事業	約 50%
	創造・発表事業	
	普及・育成事業	
貸館事業	特別貸館	約 33%
	一般貸館	約 50%

※特別貸館と一般貸館のバランスを十分に考慮します。

(3) 年間来場者数の見込み

	想定施設稼働率	主な事業区分	年間利用日数	想定入場者率(%)	来場者数(人)	旧市民会館の来場者数(平成25年度)
大ホール	80%	自主事業・特別貸館	120	80~90	192,400	176,231
		一般貸館	120	50	120,000	
小ホール	80%	自主事業	24	80	5,520	32,252
		貸館事業	216	80	48,600	
大スタジオ	80%	貸館事業	240	70~100	21,200	98,689
その他諸室	65%	貸館事業	195	90~100	91,065	
合計					478,785	307,172

(4) プレ事業

こけら落とし公演やオープニング事業など、開館後に実施する事業につなげるものを計画します。新施設の施設内容やそこで行われる事業内容を広く周知し、新施設への期待感を高めます。プレ事業は、市内の既存文化施設等を活用するほか、開館後の集客圏を意識して効果的にPRしていくことを検討します。

(5) オープニングから中長期にかけての事業展望

開館初期はホールのブランドづくりにとって重要な期間と考え、通常年度以上の充実した事業ラインナップを企画し、市民の皆様が誇りに感じる施設のイメージを醸成します。中長期的には、初期に展開した事業の方向性を維持しつつ、その間に築きあげた企画力や技術力、各方面への信頼性をベースに堺のもつ文化資源を活かした事業などにも取り組みます。継続的に事業を実施し、将来にわたって芸術文化への関心を掘り起していくことで、市民文化の裾野の拡大を図ります。

(6) 市民参加

公共ホールの活動や運営への市民参加にはさまざまな形態があり、市民参加をとおして、市民の皆様が施設に誇りと愛着を感じるとともに、市民によって支えられ着実に歩いていく施設をめざします。

3 運営管理体制

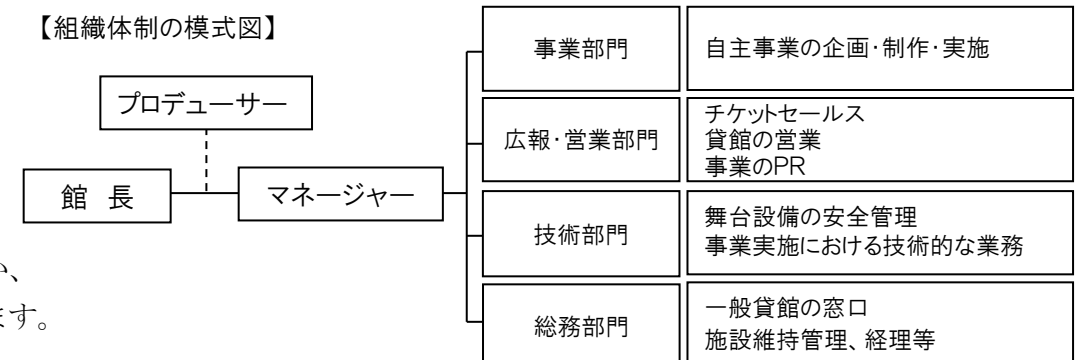
(1) 運営管理組織の基本的な考え方

事業の確実な遂行と施設の安全な運営のために、運営組織には高い専門性が求められます。全体の人数は30人程度必要であると考えています。

(2) 運営管理主体

指定管理者制度を導入します。効率的な運営を図るほか、将来にわたり継続的に事業展開できる運営主体を選択します。

【組織体制の模式図】



4 施設運営方針

(1) 施設運営の基本的な考え方

施設が持つ機能を十分に発揮でき、かつ利用者のニーズにあった利便性の高い施設運営を行います。

(2) 利用規則の基本方針

■開館時間：開館時間は午前9時から午後10時までを前提とし、早朝利用や延長利用などの希望に対して柔軟に対応（割増料金の設定を検討）

■休館日：年末年始及び月2回程度の定期的な休館日を前提

■利用の規則

【利用申請方法・時期】

- 大・小ホール、大スタジオは施設窓口での受付（原則）
- 小スタジオや文化交流室、多目的室はインターネット申請も検討
- 大・小ホール、大スタジオの申請時期は、従前（11ヵ月前）よりも早い時期の申込受付を検討
- 芸術文化活動とそれ以外の利用及び市民と市外の方の申込受付の時期に差を設けることを検討
- 大ホールと大スタジオとの同時申請など柔軟な申込受付を検討
- 申込変更やキャンセル等のルール及び申込金の還付等も検討

【利用区分】

- 大・小ホール、大スタジオは午前、午後、夜間の3区分とし、そのほかの室は時間単位での利用を検討

【利用決定方法】

- 利用希望が重なった場合は調整及び抽選し、重複のない場合は先着希望者を優先することを検討

【利用日数】

- 同じ一室を連続して利用する場合、日数の上限設定を検討

(3) 利用料金の基本方針

- ◆ 芸術文化活動の活性化を図るため、市民に利用しやすい料金設定
- ◆ 興行的な利用については、割増し料金を設定
- ◆ 利用の希望が集中しやすい土・日・祝日は平日より割増し
- ◆ ホール利用は、原則、楽屋や付属設備は別料金として考えますが、付属設備等を含むわかりやすいセット料金の設定も検討
- ◆ 減額・免除は原則なし

【料金を設定する各室の基本的な考え方】

室名	基本的な考え方
大ホール	● 原則、楽屋や付属設備は別料金（セット料金も検討） ● 客席の利用状況に応じて、料金の段階的な設定を検討
小ホール	● 原則、楽屋や付属設備は別料金（セット料金も検討）
大スタジオ	● 大ホールとの同時利用を優先 ● 大ホールとの同時利用がない場合、単独での貸出 ● 午前、午後、夜間の3区分による提供を基本
文化交流室 ※3分割可	● 3室の一体的な利用を優先 ● 長期的な利用を優先 ● 時間単位での利用
小スタジオ	● 時間単位での利用
多目的室	● 時間単位での利用
楽屋	● ホール利用がない場合は、会議室としての利用を検討
駐車場	● 市駐車場や近隣駐車場の料金体系等を参考に料金設定

5 運営経費

(1) 収支の考え方

公共ホールとしての使命を果たしつつ、効率的な運営に努めることが求められますが、継続性をもって安定的に施設の運営を行うためには、市による一定の公費負担は避けられません。

この負担は、堺市マスタープランの堺・3つの挑戦のひとつである「歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！」をはじめ、7つの基本政策に掲げる「誰もが幸せで、暮らしの質の高いまち」や「次代を担う子どもを健やかに育てる」などの実現をめざす本市にとっての投資として考えています。

【収入】	事業収入、利用料収入、外部資金による収入	[市の経費負担]
【支出】	事業費、人件費、維持管理費 など	

(2) 外部資金の獲得

公費負担を軽減する手法として、事業においては文化庁または一般財団法人地域創造などの助成団体が公募する助成金を積極的に活用します。

また、運営においては、ふるさと納税の活用を含め、企業や個人の皆様からの寄付金を募ります。

(3) 収支モデル(試算)

収支は多くの変動要素があるため、あくまで現時点での試算です。

◆支出モデル (億円)

施設管理費	3.0	延床面積約 20,000 m ² × 15,000 円 * m ² 当たりの施設管理費 15,000 円 →「公共ホールの計画づくりに関する調査研究」 (発行 一般財団法人地域創造)
事業費	2.7	自主事業に係る経費
人件費	1.8	事業、広報・営業、技術、総務の各部門の合計人数 30 人程度の人件費
合計	7.5	(ア)

◆収入モデル (億円)

利用料収入	1.4	貸館収入 1.2 億円 駐車場収入 0.2 億円
チケット収入	1.9	自主事業のチケット収入
協賛・寄付収入	α	外部資金の積極的な獲得
合計	3.3 + α	(イ)

■上記の収支モデル(試算)による市の年間負担額
(ア) - (イ) = 4.2 億円 - α

(4) 経済波及効果(堺市内)

建設費などの初期投資による経済波及効果額
約 230 億 8500 万円

施設運営や来場者消費などによる年間の経済波及効果額
約 23 億 9200 万円

6 広報

新施設の認知度を高め、事業への理解と信頼を得るための広報活動は施設運営において不可欠な活動です。

中枢文化施設の側面からは、シンボリックな事業や活動を対外的に発信するため、より効果的に発信し、また、地域文化施設の側面からは、地域の身近な愛着のある施設として広報活動を展開します。

【広報活動の方針】

- 施設広報と事業広報のバランスのとれた広報活動の展開
- 設定した対象に届けるための適切な手法による展開
- 市民や近隣商業施設等と連携した多様で幅広い視点による展開

【広報活動の展開】

以下のような媒体を組み合わせる効果的に展開します。

掲示板・街頭広告、交通広告/ウェブサイト（ホームページ）
施設案内リーフレット/年間公演スケジュール冊子等の印刷物
事業チラシ/情報誌、機関紙/広報さかいなどの市刊行物の活用
新聞・雑誌・タウン誌・ラジオ・テレビなどへの広告出稿
報道機関・出版社等への働きかけ（記者発表、プレスリリース） など

【会員組織の整備】

様々な事業情報の提供や先行予約等を検討し、ファンを増やします。

7 評価

市の評価制度（PDCAマネジメントサイクル）に従って、年度ごとに評価を行い、結果を次段階へとつなげます。

①評価の視点

- 適正な管理運営の確保
- 利用者サービスの向上への取組
- 収支の実績

②評価の方法

「指定管理者による自己評価」 「市による評価」
「指定管理者制度懇話会（外部有識者）による意見聴取」

③評価結果の活用

④評価結果の公表

8 スケジュール

平成 30 年秋の開館をめざし、準備業務に取り組みます。

